

指導行政のポイント

“特別支援教育”のガイドライン

菱村 幸彦

さる1月30日、文部科学省から「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が公表された（文科省HP「報道発表一覧」参照）。

特殊教育の考え方の転換

このガイドライン（試案）は、小・中学校においてLD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒への支援体制の構築に役立ててもらうために作成したもので、今後、全国の小・中学校において支援体制を構築していく際の具体的な方法や手続きなどを盛り込んだものである。

では、なぜ、小・中学校でLD・ADHD・高機能自閉症への教育支援体制の整備が必要なのか。それは、ノーマライゼーションの理念のもとに特殊教育の考え方が大きく転換したからである。

特殊教育の考え方の転換は、世界的な潮流である。例えば、1993年の障害者の機会均等に関する国連の標準規則や1994年のユネスコのサマランカ宣言などにその考え方が表れている。

わが国でも世界的な流れを受けて、従来の特殊教育の考え方を換え、特別支援教育として幅広く捉えている。とくに小・中学校における特別支援教育の重要性を促したのは、文科省の調査研究協力者会議最終報告「今後の特別支援教育の在り方について」（平成15年）である。

同報告は、「特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」と定義

し、特殊教育の対象を広げている（従来の特殊教育の対象者は、全児童・生徒の1.5%。特別支援教育は6%）。

インクルージョン教育とは

特別支援教育は、ノーマライゼーションの理念に基づくものである。ノーマライゼーションは、障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することをめざす考え方だ。

ユネスコの「サマランカ宣言」は、ノーマライゼーションの理念に立って、障害者教育について「インクルージョン教育」（インクルーシブともいう）という考え方を提唱している。インクルージョン教育とは、通常の学校に障害児も含め、すべての子どもたちを受け入れようという考え方だ。

インクルージョンは、インテグレーション（統合教育）と似た言葉だが、両者はどう違うのか。

インテグレーションは、子どもを障害のない子とある子に分けたうえで、その統合を進めようとする教育である。これに対し、インクルージョンは、子どもは一人ひとり違うのが当たり前であることを前提とし、障害の有無の区別なく、一人ひとりのニーズに応じた教育支援をするものだ。

文科省は、インクルージョンという言葉は使っていない。しかし、これからの障害者教育では、「障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図る」（「21世紀の特殊教育の在り方について」）としている。これはインクルージョンの考え方とみていいだろう。これからは、小・中学校においても特別支援教育が不可避となるわけだ。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内● **緊急出版！** 4月（新学期）からこの改訂が適用されます 教育開発研究所刊
2月16日刊 好評発売中！ 改訂のポイントを徹底解説 / B5判 220頁・定価2500円

『改訂学習指導要領 全文と要点解説』